

# 年金定期「らくらく倶楽部プレミアム」

(年金受給者向け)

2025年7月1日現在

1. 商品名(愛称)	年金定期「らくらく倶楽部 プレミアム」
2. 販売対象	①当金庫で*公的年金をお受け取りいただいている方 ②当金庫で*公的年金のお受取りを新たに指定(裁定請求・変更)いただいた方 *公的年金…国民年金・厚生年金・共済年金 *各年金基金・労災年金・私的年金のみの方はご利用いただけません。 *雇用保険給付金(基本手当等)受給又は在職による支給停止の方は、ご利用いただけません。
3. 預金の種類	・スーパー定期 定型方式1年(自動継続扱い、元金継続・利息口座振込)
4. 預入	
(1) 預入方法	・一括預入
(2) 預入金額	・おひとり様1,000万円以内(最低預入額10万円以上) *お取扱いは、年金お受取指定口座のある店舗に限らせていただきます。
(3) 預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。 自動継続扱いのため、満期日到来前に自動継続扱いを中止する旨のお届けをいただく必要があります。
6. 利息	
(1) 適用金利(固定金利)	・当金庫所定の特別金利を適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の特別金利を適用します。
(2) 利払方法	・満期日に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	・20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%) *ただしマル優をご利用の場合は除きます。 注) 2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税(0.315%)」が付加課税されます。
8. 手数料	——
9. 付加できる特約事項	——
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約される場合は、下記の預入期間に応じた中途解約利率を適用し、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息を元金とともにお支払いいたします。 <中途解約利率> 6ヵ月未満…解約日の普通預金利率 6ヵ月以上1年未満…約定利率の50%
11. 金利情報の入手方法	・適用金利については、店頭備え付けの金利表示装置又は窓口へご照会下さい。
12. 預金保険	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円まで(決済用預金を除きます)とその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります)
13. その他参考となる事項	・お預け入れ期間中に当金庫での*公的年金のお受取りが確認できない場合、自動継続を停止します。これにより満期日以後のお利息は解約日の普通預金利率となります。 ・総合口座・預金担保のお取扱いはできません。 ・ATM・インターネットバンキングによるご契約はできません。 ・本商品は、金融情勢の変化等により、お取り扱い内容の変更や販売を終了することがあります。販売終了の際は、継続日における預入金額に応じたスーパー定期(1年もの)の店頭表示金利にて自動継続いたします。

さわやか信用金庫

年金定期「らくらく倶楽部プレミアム」1/2

14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b>：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。</p>
	<p><b>紛争解決措置</b>：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—がございます。</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>